



再掲 令和2年 鳥インフルエンザ経営再建保険について

日鶏協ニュース 11 月号でも掲載いたしました。表題件、お申込みの期限が年明けすぐの 1 月 8 日と迫っております。

当協会会員には別途、11 月中旬に本保険の加入書類一式をお送りさせていただきました。同封のご案内にありますとおり「鳥インフルエンザ経営再建保険制度取扱要領」P12-14 に従い書類をご記入、FAXにてご送付、協会からの仮受付連絡ののち紙原本をご郵送ください。

本保険は高病原性鳥インフルエンザが発生した際の採卵業者経営再建を目的とした内容となります。お手元に紙資料のない皆様におかれましては、協会サイトページ

鳥インフルエンザ経営再建保険(令和2年契約版)

<https://www.jpa.or.jp/news/insurance/index.html>

にも、パンフレット、要領、申込書(様式1、2)をご用意いたしましたのでどうぞご利用ください。

また本保険は日鶏協会員様限定で加入することのできる団体保険となっております。

非会員の皆様は、上記ページに入会案内もリンクしてありますので入会手続きをお願いいたします。

日鶏協ニュースでのご案内は今回が最後となります。この機会を逃さぬよう、極力年内のお申込みをおすすめいたします。

書類記入にあたってのご不明点、あるいは紙資料送付のご希望等ございましたら日本養鶏協会 業務第1部までお気軽にお問合せください。

令和2年 鳥インフルエンザ経営再建保険

申込期限	令和2年1月 8日(水) (期中での中途加入はできません)
保険料払込期限	令和2年1月15日(水)着金
保険期間	令和2年2月 1日～令和3年1月31日(1年間)



鳥インフルエンザ等防疫対策の再徹底について

11 月 28 日、愛媛県で採取された野鳥の糞便から低病原性鳥インフルエンザウイルスが検出された事例を受け、農林水産省から都道府県及び関係団体あてに下記の「愛媛県で採取された野鳥の糞便から低病原性鳥インフルエンザウイルスが検出された事例に伴う防疫対策の再徹底について」（令和元年 11 月 28 日付元消安第 3762 号）が発出されましたのでお知らせします。

会員の皆様におかれましては、引き続き防疫対策の徹底をお願いいたします。

元消安第 3762 号
令和元年 11 月 28 日

都道府県家畜衛生主務部長 殿

農林水産省消費・安全局動物衛生課長

愛媛県で採取された野鳥の糞便から 低病原性鳥インフルエンザウイルスが検出された事例に伴う 防疫対策の再徹底について

日頃は家畜衛生の推進に御尽力いただき誠にありがとうございます。

高病原性鳥インフルエンザ等の発生予防対策及び発生に備えたまん延防止対策については、「令和元年度における高病原性鳥インフルエンザ等の防疫対策の強化について」（令和元年 9 月 24 日付け元消安第 2118 号農林水産省消費・安全局長通知。）により、万全を期していただくようお願いしているところです。

このような中、本日、環境省から、愛媛県で採取された野鳥の糞便から、低病原性鳥インフルエンザウイルス（H7N7 亜型）が検出された旨、別添のとおり連絡がありました。本事例は、今シーズン初めて本病ウイルスが確認されたものであります。

つきましては、畜産関係者に対し、このことについて積極的に情報提供するとともに、本病ウイルスの侵入防止対策及び飼養家さんの異状の早期発見・通報等について、再度、徹底をお願いします。

また、農場において本病が発生した場合に、迅速かつ円滑な初動対応が講じられるよう、改めて、必要な人員の確保、緊急連絡先の確認並びに必要な防疫資材の備蓄状況及び調達先を御確認いただくとともに、防疫措置従事者の感染防止・健康管理に対応するため、公衆衛生部局との連携体制についても御確認いただきますようお願いいたします。

なお、本病に関する最新の情報については、当省のウェブサイト (<http://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/tori/>) にて随時提供しますので、畜産関係者への注意喚起に御活用いただきますようお願いいたします。



IEC（国際鶏卵委員会）

秋季コペンハーゲン大会 2019 を終えて —— その2

先月号より引き続き講演内容のご紹介です。20 タイトル中の 1 番目「1. 小売店に焦点を当てる I “将来の買い物客”（英国食料品流通研究所 S. ウェインライト）」になります。

小売店に焦点を当てる I “将来の買い物客”（英国食料品流通研究所 S. ウェインライト）

・グローバルに見ると昨今、人の動態変化はすごく大きく、これに我々是对応しなくてははいけない。

例えばイギリスでは過去 20～30 年前と異なり、都市部の単身世帯が増え従来の大量購入は少なくなり定期的に少量多品種を頻繁に買う人が増えた。人口動態の変化で小売が変わってきている。

・以下の 5 つのトレンドがある。これらは消費者自身の考え方が変化し要求度が高くなっていることとそれに I T の進展とが結びついた結果である。

①時間の最適化

買い物客は効率化、時短を求めている。今人々はいろんな活動をやりたがっている。仕事以外にジムに行くとかどこかのメンバーになって地域貢献するとか、それで常に時間がなくて感じている。働き方自体の認識も変わってきている。小売のオンラインのオーダーサービスのショートカットを利用し時間を節約する人が増え、スマホで円滑で効率の良いショッピングをし、注文から配送までもスマホ対応というのも普通になった。I T の進展により自分の生活の中に必要な食料品をディスプレイしてくれるような（外から入れてくれるような）そんな小売の在り方が求められている。

②健康志向

買い物客の 85% は健康ということを念頭に食料品を購入している。お金と時間をかける健康とは何か。若い買い物客の 35% は健康とは見栄えが良くなるということで、自撮り世代の、気分より外見（Look good, feel good）を反映している。インスタでセレブがお酢は健康にいいというすぐ売れ、小売としてはヘルシーな食品を推奨することが戦略となる。また 1 階が食料品店で 2 階がジムというレイアウトも出てきている。

③個別化、個人化の傾向

今後消費が少なくなり個別化、個人化の傾向が強まると小売もそれに対応するために、個々人の好みに合った品ぞろえが大切になる。それには小売店と買い物客が情報交換し、買い物客のデータのフィードバックが必要で、買い物客の半数以上がそれを望んでいる。買い物客の好みに合った食料品、究極的にはその人の DNA 情報からその人にとっての健康食品を知らせるアプリ等々の開発も進みつつある。また鶏卵がどのように生産されるかをオンラインで消費者に見せる試みもある。

④新しい食品を経験したい世代の増加

いろんな食料品を試したい世代が出て、その人個人の体験に併せてレシピを提案するようなサービスも生まれている。

⑤良心的に社会のことを考えて買物をするということ

自分のことだけでなく、将来の世代のために購入して食べようという、特に正しいことをしたいという若い世代でこうした動きが顕著だ。例えばプラスチックを減らそう、パームオイルを原料としないものを購入しよう、リサイクル可能なパッケージを推進しよう、等々の動きでこのように若い意識の高い消費者への対応も必要になってきている。

・これからの小売店は、I T の進展などによる社会変化に対応することが必要で、ライフスタイルの変化、健康志向の進展そして消費者の行動、特に若い世代のそれについてよく考えることが必要だ。

次号 1 月号でも、紙幅の許す限り講演内容を紹介してまいります。



再掲 採卵鶏の飼養実態アンケート調査ご協力のお願い

先月号にてご案内いたしました「採卵鶏の飼養実態アンケート調査」、11 月末日現在の回答数、234 件にとどまっております。繰り返しとなりますが、こちらのアンケートは、国がアニマルウェルフェアへの的確な対応を検討していくための基礎データとなるものであり、最終的には採卵業者みなさまの今後の事業運営に関わってくる重要な資料です。

今号の日鶏協ニュース、メール配信には PDF 添付、紙配布には封筒への同封にてアンケート本紙を再送いたします。

(匿名アンケートですので既に回答済の会員様にもお送りいたしますことご容赦ください)

日鶏協非会員であっても、採卵業者様であればご回答いただけますので、ご協力可能な方が身近にいらっしゃいましたら、ご案内いただけますでしょうか。

返信先

〒104-0033 東京都中央区新川二丁目 6 番 1 6 号馬事畜産会館
一般社団法人 日本養鶏協会 総務部／大塚
yudetamago@jpa.or.jp

忙しい年の瀬にお手数おかけいたしますが、ご協力のほど、なにとぞよろしくお願いいたします。



協会活動報告

青字下線部クリックで、(一社)日本養鶏協会サイト内
該当事業のページが開きます

鶏卵生産者経営安定対策事業

① 価格差補填事業の事業参加者との
契約数量 (トン/月当たり)

平成 28 年度	164,846
平成 29 年度	162,353
平成 30 年度	169,171
令和元年度	167,141

② 11 月の標準取引価格 213.78 円/kg

平成 31 年度補填基準価格 185 円/kg
平成 31 年度安定基準価格 163 円/kg

「いいたまごの日」イベント実施報告

2019年11月1日(金)10:20より 於:東京ガス株式会社・スタジオ プラスシー ギンザ
(東京都中央区銀座7-9-15)

たまごニコニコ料理甲子園 & きじまりゅうたの「たまごで勝負めし」

11月5日は「いいたまご(1105)の日」。例年この日の近くでイベントを実施してきました。会場の都合で11月1日開催となりましたが、参加者による白熱した戦いをはじめ、今年も盛況となりました。

昨年まで2部構成にて実施してきた当イベントですが、今回は一般社団法人日本卵業協会、一般社団法人日本養鶏協会の完全共催の形にて、農林水産省のご後援をいただき開催いたしました。

まず5回目を迎えた、

「たまごニコニコ料理甲子園」。

全国6地域の予選を勝ち上がった高校生チームが創作料理をその場で調理します。

完成した料理の出来栄を競い、グランプリを筆頭に6賞の受賞が発表されました。



グランプリ みつごちゃんぼん

郷土料理のちゃんぼんをベースに、錦糸卵、ゆで卵の天ぷら、かき卵3種の卵が楽しめるメニュー



準グランプリ

焼きTKGの洋風だし茶づけ

卵かけご飯を焼いてお茶漬けにするという、斬新なアイデアが詰まったメニュー



日鶏協ニュース

令和元年 12月号
一般社団法人 日本養鶏協会



彩(いろどり)賞
淑福のフレンチ
たまごロールフライ



栄養満点賞
コリアン
オムミルフィーユ



アイデア賞
溢れる！
フォンダンエッグ



美味(デリシャス)賞
だしまき卵
～春の衣につつまれて～

午後は、きじまりゅうたの「たまごで勝負めし」。

NHK総合「きじまりゅうたの小腹がすきました!」でおなじみの料理研究家、きじまりゅうた先生が、参加の高校生チームに料理の実演とレクチャーを行いました。

きじま先生は軽妙なトークを交えつつ、4種類の「勝負めし」料理を紹介。参加者一同、午前中の緊張・疲れも忘れ、先生と一体となって新しいメニューの体験を楽しみました。



冷凍卵のフライ
(冷凍トマトソース添え)



エッグエッグスラット



トマトのとろみ卵とじ



ニラとしいたけの
揚げ玉卵とじ



盛会を記念して

日本畜産物輸出促進協議会 輸出部会より

日本産鶏卵の PR イベント@ハワイ・ホノルル

米国向け殻つき卵の輸出は、昨年 10 月解禁となり、本年 2 月、航空便によるグアム向け初出荷が行われ、以後、継続輸出されています。次はハワイ向けと市場調査、輸出手続調査等を重ねてきた結果、今般 10 月 24 日、グアム向け初出荷を行った企業がハワイ・ホノルル向け初出荷を航空便にて行いました。

また、11 月 4 日、この初出荷記念「日本産卵セミナー・試食会」をホノルル・ワイキキのホテルにて開催、地元メディア関係者 32 名、食品関係者 43 名を招き、日本産卵の安全・安心・美味しさの背景を生で食べるための卵の生産・



物流・保管における管理体制に関する説明の後、日本産卵の試食会にて、TKG（卵かけご飯）、マグロ赤身に生卵黄身添え等の生、あるいは半熟たまご料理を提供し大変好評を博しました。

米国人に最も人気、かつ好評であったのは何と TKG であったことは驚きです。



本イベント終了後、地元ラジオ局の番組に出演し、約 30 分間、日本産卵に関する Q&A 主体のトークにて日本産卵の安全・安心・美味しさをアピールすることができました。

米国向け殻付き卵の輸出において、クリアしなければならない条件はいくつかありますが、中でも輸送中の保冷温度を摂氏 7.2 度以下に保つという厳しい条件をクリアすることができ、無事ホノルル空港にて通関できたことの意義は大きいと考えます。

今後の課題は、ハワイの人々へ日本産の安全・安心・美味しい卵を継続的にお届けするために輸送コストをいかに下げられるかであり、上記企業関係者によれば「早急なる課題解決を目指して頑張ります」とのことでした。



鶏卵公正取引協議会からのお知らせ

鶏卵の表示で留意するポイント その5 (最終回)

鶏卵公正競争規約の内容を連載でご紹介してきましたが、今回は最終回になります。今回は規約に規定されている、特定用語の使用基準についてご案内します。

1. 「平飼い」、「放飼い」またはこれらに類する用語

次の飼育条件を満たした場合に限り、表示できます。

①「平飼い」

鶏舎内または屋外で、鶏が床面または地面を自由に運動できるようにして飼育した場合。平飼い飼育様式の1つとしてエイビアリー (aviary: 止まり木、巣箱、砂浴び場等を設置した多段式平飼い鶏舎) がありますが、純粋に平飼いとは定義できず、消費者庁からの指導により「平飼い (エイビアリー)」と表記するように鶏卵公正取引協議会では取り決めています。

②「放飼い」

平飼いのうち、日中の過半を屋外において飼育した場合。

また、このうち120日齢以降、1㎡当たり5羽以下で飼育したものを、「放飼い (特定飼育卵)」と表示することができます。

2. 「地卵」、「地玉子」及び「地たまご」またはこれらに類する用語

「地卵」とは、「地魚 (じざかな)」や「地野菜 (じやさい)」と同様に、一般に「その土地で採れた卵」という意味で解釈されています。(広辞苑ほか辞書参照)

公正取引規約では、①採卵地が属する市、郡の区域内で流通・消化されることが予定される鶏卵で、②平飼いまたは放飼いであるもの、または③地鶏肉の日本農林規格 (平成11年農林水産省告示第844号) 別表に掲げる品種由来の血液百分率が50%以上の鶏の鶏卵であるものに限り表示することができます。(①かつ②、または①かつ③) 表示する場合は、採卵地と②によるものか③によるものかを明記してください。

3. 「有精卵」またはこれに類する用語

成雌鶏100羽に対して、成雄鶏5羽以上の割合で混飼し、自然交配で受精可能な飼育環境であることが確認された場合に限り、表示することができます。この場合は、雄鶏の割合を明記して、有精卵ではない鶏卵が含まれている可能性があること (または有精卵となる確率) を付記しなければなりません。



4. 「特選」「厳選」「最高級」「極上」またはこれらに類似する用語

鶏卵を生産または販売する事業者が、合理的な基準をもって品質等の優良性を選別して出荷している場合で、他の鶏卵に比べて品質等で特に優れていることを事前に鶏卵公正取引協議会の承認を得ている場合に限って表示することができます。

5. 「天然」「自然」またはこれらに類する用語

「天然卵」「自然卵」等、卵を直接修飾する表現として使用することはできません。

ただし、卵を直接修飾しない表現として使用する場合は、事前に鶏卵公正取引協議会の承認を得ている場合に限って表示することができます。

このように、鶏卵の表示に関する公正競争規約では、鶏卵特有の用語について取り決めていまして、この使用基準に従い表示するようにしてください。また、栄養表示等と併せ、特定の用語を使用する場合はその証明となる帳票類を当該表示に関わる鶏卵を出荷した日から **1年間** 保存しなくてはなりません。内容の確認、問合せ等があった場合は速やかに提出できるよう書類の整備をお願いいたします。

今回が「鶏卵公正競争規約」に準じて鶏卵の表示を行う場合に留意するポイントの最終回です。鶏卵の表示は、「食品表示基準」による場合ほか、「鶏卵規格取引要綱」「鶏卵公正競争規約」に準じて、分かりやすく読みやすい表示を心がけてください。

繰り返しになりますが、表示は消費者が商品を選択する際の重要な情報になりますので、誤認が生じないように、適切に記載するようご留意ください。

表示に関する疑問やお問合せにつきましては、鶏卵公正取引協議会事務局までお願いします。



鶏卵公正取引協議会 事務局		担当：重本、田淵、大塚
e-mail	teritama@jpa.or.jp	会員証紙 (公正マーク)
Tel	03-3297-5516	
Web	https://www.jpa.or.jp/keiran_root/	



成鶏肉の輸出に係る原産地証明について

農林水産省から関係団体あてに下記の「成鶏肉の輸出に係る原産地証明について」（令和元年 11 月 7 日付け事務連絡）が発出され、本会会員に対し、経済連携協定を活用して成鶏肉を輸出しようとする成鶏処理業者から必要書類の作成及び保管を依頼された場合、ご協力をいただくよう周知依頼がありましたのでお知らせします。

なお、経済連携協定原産地証明書の詳細につきましては下記サイトをご参照ください。

参考) 経済産業省 原産地証明ガイドライン

https://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/boekikanri/gensanchi/guideline.html

事 務 連 絡

令和元年 11 月 7 日

一般社団法人日本養鶏協会会長 齋藤 利明 殿

一般社団法人種鶏孵卵協会会長 山本 満祥 殿

農林水産省生産局畜産部
食肉鶏卵課課長補佐

成鶏肉の輸出に係る原産地証明について

経済連携協定上の税率の適応を受けて成鶏肉を輸出する際には、成鶏処理業者が商工会議所から、原産地証明書の発給を受ける必要があります。

原産地証明書の発給には、成鶏を出荷する鶏卵生産者の所在地の確認だけでなく、孵卵から生育・解体までの全生産過程が日本国内で行われたことについて、輸出の都度、生産証明書等で明らかにする必要があります。

今般、原産地証明書の発給を受けるための申請書類について、一部写しで対応が可能となりましたが、申請書類の作成には、引き続き種鶏孵卵業界、採卵鶏業界の協力が必要となっているところです。

成鶏肉の輸出促進は、成鶏の円滑な更新に資するものであり、養鶏業界の健全な発展に寄与することから、成鶏肉及び種鶏肉を、経済連携協定を活用して輸出しようとする成鶏処理業者から必要書類の作成及び保管を依頼された場合、御協力いただきますよう貴会会員への周知方よろしくお願いいたします。

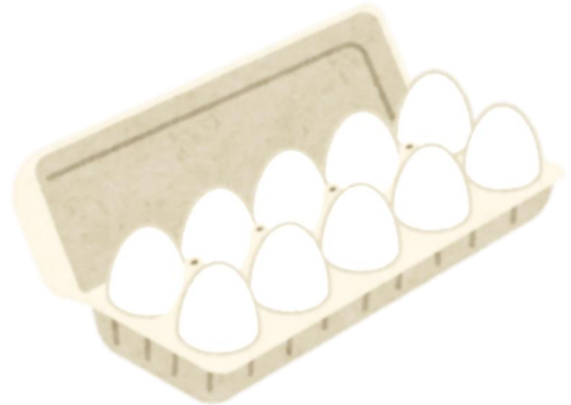


統計データ

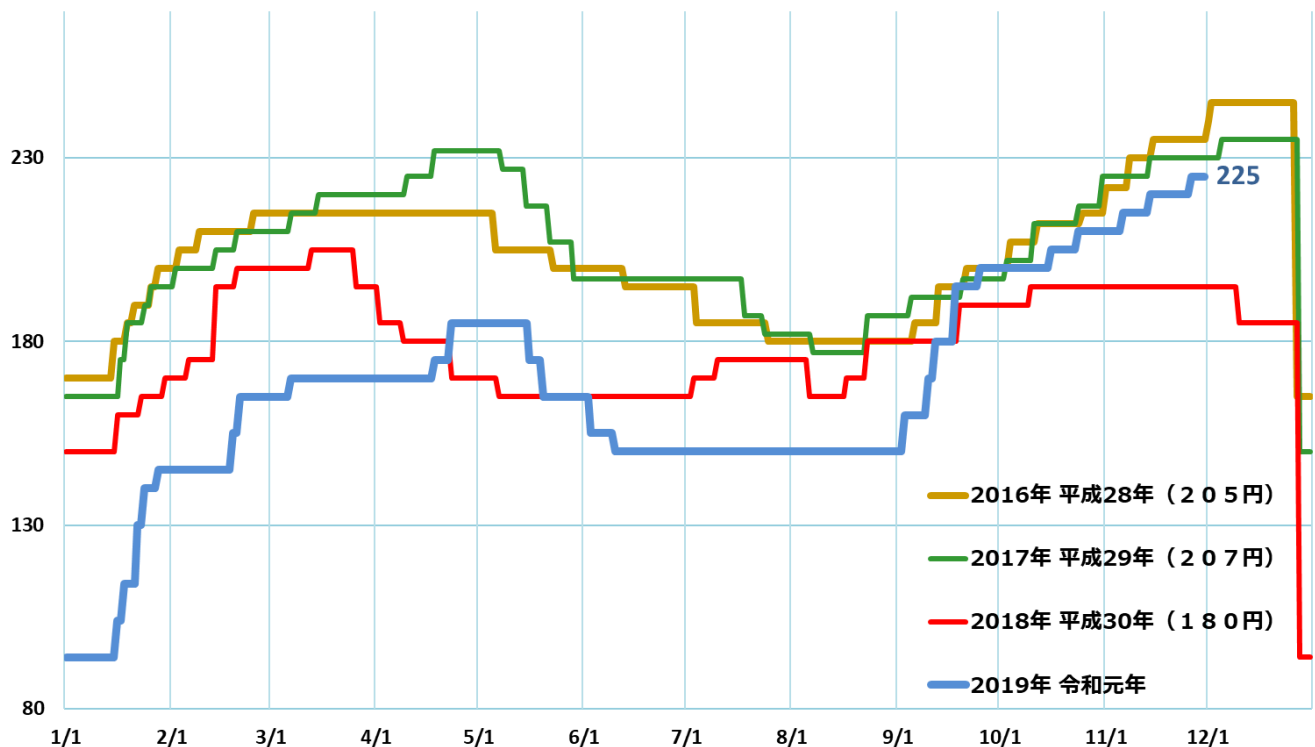
鶏卵相場動向 —— 過去 10 年間の 11 月相場<東京全農Mサイズ

	平均値	高値	安値
平成22年	206	253	189
平成23年	194	213	184
平成24年	209	248	187
平成25年	260	298	219
平成26年	242	263	234
平成27年	252	273	244
平成28年	231	253	216
平成29年	228	248	219
平成30年	195	213	189
令和元年	219	243	204
平均値	224	251	209

令和元年 11 月の鶏卵相場（東京全農Mサイズ）は、安値（204 円）、平均値（219 円）、高値（243 円）とも過去 10 年の平均値に 5～8 円差まで迫っています。



鶏卵相場推移 2016 年～2019 年 東京全農Mサイズ 円/ kg



年末相場が低迷した昨年と異なり、本年の年末相場、11 月までのところは平年に近い推移となっております。12 月度の動向に注視が必要です。



日鶏協ニュース

令和元年 12月号
一般社団法人 日本養鶏協会

鶏卵関係主要計数 —— 令和元年9月までの1年間の主要計数推移

注：雛餌付羽数は全国推定値

	雛餌付羽数(出荷)		配合飼料出荷量		家計消費量		鶏卵相場	
			成鶏用		一人当たり		東京全農M	
	数量(千羽)	前年比	数量(千ト)	前年比	数量(グラム)	前年比	前年	本年
30年10月	9,972	108.1%	508	104.2%	913	100.4%	211	194
11月	9,690	101.8%	502	101.6%	901	100.2%	228	195
12月	8,709	95.9%	533	99.6%	1,185	126.6%	234	188
31年1月	9,706	103.4%	490	102.6%	881	99.1%	159	121
2月	8,293	91.8%	464	100.6%	827	96.0%	189	152
3月	8,996	90.5%	494	94.5%	914	102.0%	201	169
4月	9,227	97.1%	503	105.3%	900	101.7%	179	174
元年5月	9,363	93.3%	498	99.2%	901	93.4%	165	173
6月	8,292	89.5%	457	94.8%	919	101.2%	165	151
7月	9,843	99.0%	491	110.0%	892	105.7%	173	150
8月	7,964	91.3%	456	93.4%	870	101.9%	172	150
9月	8,956	100.7%	449	100.3%	866	98.1%	184	179
1年間合計平均(%)	109,011	96.9%	5,845	100.5%	10,969	102.2%	188(平均)	166(平均)

- ・雛餌付羽数は、8,956千羽（前年比100.7%）と前年比0.7%増であり7ヵ月ぶりに前年比を上回りました。
- ・配合飼料出荷量は、449千トン（前年比100.3%）と前年比0.3%増となりました。
- ・鶏卵の家計消費量は、866グラム（前年比98.1%）と前年比1.9%減です。
- ・改元の影響と思われる5月を除き、前年比10～40円台安であった鶏卵相場が5円安まで回復したのは好材料です。

年末年始休業のお知らせ

令和元年12月28日(土)～令和2年1月5日(日)まで年末年始休業とさせていただきます。この期間中の各種お問合せにつきましては1月6日以降の対応となりますのでご了承ください。なお次号、日鶏協ニュース1月号は1月7日(火)発行を予定しております。



日鶏協ニュース 発行者：一般社団法人 日本養鶏協会

〒104-0033 東京都中央区新川二丁目6番16号馬事畜産会館内（5階）

TEL：(03)3297-5515 FAX：(03)3297-5519 発行日 2019年12月2日

編集・発行責任者：浅木 仁志(info@jpa.or.jp)

